

平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会社名 株式会社キャンパス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号：4575 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者兼管理部長
加登住 眞 (電話 055-954-3666)

**第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 9 回新株予約権の発行
及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第 9 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

① 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 12 月 2 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権 の 発 行 価 額	各本社債の発行価額は 2,617,500 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	100,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	104,700,000 円
(6) 転 換 価 額	1 株当たり 1,047 円（固定）
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイル ストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 利 率	3.0%
(9) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件 とします。

(注) 本新株予約権付社債の発行要項を末尾に添付しております。

② 第9回新株予約権

(1) 割 当 日	平成 25 年 12 月 2 日
(2) 新株予約権の総数	800 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,960,000 円 (新株予約権 1 個につき 6,200 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	800,000 株 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
(5) 資金調達の額	842,560,000 円 (差引手取概算額: 829,060,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 4,960,000 円 新株予約権行使による調達額: 837,600,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 1,047 円 (固定)
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、権利行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京証券取引所マザーズ市場 (以下「東証マザーズ」といいます。) における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130% (1,361 円) を超過した場合、当社は、この行使指示条件成就の日の出来高の 15% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・東証マザーズにおける 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150% (1,570 円) を超過した場合、当社は、この行使指示条件成就の日の出来高の 20% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近 7 連続取引日の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の大株主及び当社役員と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内 (最大 61,000 株) としております。</p> <p>③ 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日 (平成 25 年 11 月 14 日) 時点における当社発行済株式総数 (3,671,500 株) の 10% (367,150 株) を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。</p>

	<p>④ 取得条項</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>⑤ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑥ その他</p> <p>前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、細胞周期における G2 チェックポイントの阻害に着目した抗癌剤の基礎研究及び臨床開発に取り組む、創薬ベンチャー企業です。現在当社は、臨床第 2 相試験（比較的少数の患者様で、候補化合物の有効性・安全性及び用法用量を探索的に検討する試験）を完了した段階にある抗癌剤候補化合物 CBP501 並びに前臨床試験（臨床試験を開始するために行う動物等を用いた試験）を完了した段階にある抗癌剤候補化合物 CBS9106 の 2 つの開発パイプラインを有しております。これらの化合物はいずれも、当社独自の薬剤スクリーニング法により創出したものです。

◆開発パイプライン

化合物	併用薬剤	対象疾患	探索・創出～ 前臨床試験	臨床試験			提携
				第1相	第2相	第3相	
CBP501	シスプラチン	固形癌 拡大試験： 卵巣癌	[Progression bar across Phase 1 and 2]			未定	
		悪性胸膜中皮腫 非小細胞肺癌	[Progression bar across Phase 1 and 2]				
CBS9106	未定		[Progression bar in Phase 1]			未定	

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物 CBP501 は、CBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの 3 剤併用による悪性胸膜中皮腫を対象とする臨床第 2 相試験（平成 20 年 11 月試験開始）並びに同じ 3 剤併用による非小細胞肺癌を対象とする臨床第 2 相試験（平成 21 年 6 月試験開始）を米国 FDA の規制下で進め、いずれも完了しております。

悪性胸膜中皮腫については、平成 24 年 6 月に開催された米国臨床腫瘍学会年次総会において、主要評価項目が達成されたことを含む速報結果を発表いたしました。また、非小細胞肺癌を対象とする臨床第 2 相試験についても、平成 25 年 4 月、特定の患者集団を対象とした解析で重要な副次的評価項目「全生存期間」における顕著な効果が示唆されたことを含む速報データを公表いたしました。

当社は現在、これらの試験データの蓄積をもとに、次相の臨床第 3 相試験実施に必要な提携製薬会社確保に向けた提携パートナー獲得活動を展開しております。

また、CBS9106 については、平成 21 年 6 月に開始した前臨床試験を終了し、臨床試験開始の準備段階にあり、これに関しても CBP501 とは別に提携パートナー獲得活動を展開しております。

さらに、開発パイプラインの拡充に向けて、新規候補化合物の創出にも努めております。

医薬品の開発プロセスは、長い期間と莫大な費用を必要とします。当社のような創薬ベンチャー企業が基礎研究・臨床開発・製造・上市・販売及び上市後のフォローアップなどをすべて単独で行うことは困難であることから、開発期間中においては製薬企業等との間で適切な提携関係を構築し、開発費の多くを提携先製薬企業等が負担する一方で、アップフロント収入・マイルストーン収入等によって基礎的な収支を賄い、将来の製品上市後においてロイヤルティ収入等により企業価値の最大化を図るのが、一般的な戦略とされています。

当社は、CBP501 に関して、平成 19 年 3 月に武田薬品工業株式会社と共同事業化契約を締結しており

ましたが、平成 22 年 6 月に同契約を解消し、以来現在に至るまで、提携パートナーを有しない状態で CBP501 臨床開発をはじめとする事業活動を継続しつつ、次相以降の開発を一時待機状態として新たな提携パートナーの獲得を目指してまいりました。また、CBS9106 については、臨床試験開始に必要な前臨床試験をすべて終了した状態で、CBP501 の提携成立まで開発進展を待機してまいりました。

しかしながら、

- (1) CBP501 に関しては、次相の開発に向けた準備進捗を自社で図ることによって、製薬企業等にとっての開発品導入魅力を高め得ると考えられること
- (2) CBS9106 に関しては、小規模な臨床第 1 相試験を自社主導で推進することができ、それにより製薬企業等にとっての開発品導入魅力を高め得ると考えられること

の 2 点から、今般当社は、CBP501 にかかる提携の成立を待たずに、上記(1)及び(2)の開発を開始する判断をいたしました。

今回の資金調達には、これら開発に必要となる費用（臨床試験に使用する薬剤の製剤製造費用、治験申請手続費用、臨床試験費用、コンサルタント費用、外注委託費などを含む）、並びにその間の研究費（CBP501、CBS9106 の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等）・運転資金に係る支出に充当することを主要な目的として実施するものです。なお、研究費及び運転資金については、昨年 8 月に実施した第 8 回新株予約権の第三者割当に伴う調達資金を現在充当中であり、今回の資金調達に係る調達資金はその後の期間に充当する予定です。

今回の資金調達により、財務基盤の強化を図りつつ事業を推進し、当社の中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。しかしながら、当社の事業はまだ先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は事実上調達困難な状況であり、本日現在においても、間接金融（銀行借入）による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様の様子の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

第三者割当増資による新株式の発行は資金調達が一時に可能になりますが、割当予定先の保有方針・投資目的や規模によっては主要株主の異動が発生し、経営方針の急激な転換が行なわれた場合、当社の企業価値が毀損することで既存株主の皆様の利益を害する可能性があることから、当社が期待する企業価値向上に繋がる条件下での割当予定先を見つけることは困難であったため、資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも新株予約権より割高であること、また、同時に将来の 1 株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状や、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する新株予約権付社債及び新株予約権の発行という資金調達方法は、他の増資施策と比較して以下の「(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権付社債及び新株予

約権発行)について」に記載の特徴があり、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものがあります。

また、新株予約権に加え新株予約権付社債を同時に発行することにより、当社は、調達する資金の一部を速やかに確保することができます。これにより予定する研究開発にただちに着手し、企業価値を高めるための事業を開始できると考えました。

以上により、当社は、今回の資金調達方法が現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権発行）について

本資金調達方法は、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

また、本新株予約権については、当社が主体となり一定の条件のもと行使指示を行うことができることも大きな特徴であります。

本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権付社債及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③株式流動性の向上に寄与するために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、④環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等があります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が転換価額及び行使価額を上回らない場合、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使は行われないと考えられます。株価が転換価額及び行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使を行うことができますが、他方で、本新株予約権については、発行決議日（平成 25 年 11 月 14 日）時点における当社発行済株式総数（3,671,500 株）の 10%（367,150 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約において、本新株予約権については、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 24.5%（900,000 株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、発行価額及び繰上償還日までの未払経過利息等を支払うことで当社は繰上償還することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割当られる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。

これにより、当社がより有利な資金調達方法若しくは、より有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権については、本新株予約権の内容及び本契約において、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 1,047 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 800,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、条件成就の場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が行使指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に 10 取引日以内に行行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%（1,361 円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の 15% に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150%（1,570 円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の 20% に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近 7 連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の大株主及び当社役員と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大 61,000 株）とすることとしております。

(3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 25 年 11 月 14 日）時点における当社発行済株式総数（3,671,500 株）の 10%（367,150 株）を超えることとなる場合、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による既存株主の皆様の株式価値の希薄化を防止することも可能となります。

(4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び取得日を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、研究開発の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得ことができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。さらに、より有利な他の割当先が確保された場合等に備え、本契約において、当社の判断により割当予定先に対して、割当予定先に割当てられる本新株予約権の半数を上限として、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	947,260,000 円
内訳（本新株予約権付社債の発行による調達額）	104,700,000 円
（本新株予約権の発行による調達額）	4,960,000 円
（本新株予約権の行使による調達額）	837,600,000 円
発行諸費用の概算額（弁護士費用、価格算定費用、信託銀行費用等）	13,500,000 円
差引手取概算額	933,760,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・本新株予約権付社債及び本新株予約権価格算定費用 6,500,000 円、信託銀行費用 2,000,000 円、登記費用関連費用 4,000,000 円、その他諸費用 1,000,000 円となります。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (円)	支出予定期間
①医薬品候補化合物 CBP501 開発費 (次相臨床試験準備のための費用など)	400,000,000	平成 25 年 12 月 ～平成 27 年 6 月
②医薬品候補化合物 CBS9106 開発費 (臨床試験準備のための製剤製造費用、治験申請手 続費用、臨床試験費用、コンサルタント費用、外注 委託費など)	133,760,000	
③研究費 (医薬品候補化合物 CBP501、CBS9106 の分析、評 価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスク リーニング等)	200,000,000	平成 26 年 10 月 ～平成 27 年 6 月
④運転資金	200,000,000	平成 26 年 10 月 ～平成 27 年 6 月

(注) 1 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2 上記資金使途は、平成 27 年 6 月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。なお、資金使途及びその内訳を変更する場合には、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

3 本新株予約権については、割当予定先との間で締結する本契約に、当社による行使指示条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指示を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。また、市場における当社株価の動向等によりましては本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権付社債及び本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、上記見直しを行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2のとおり、今回調達する資金は、CBP501 及び CBS9106 の開発費、研究費及び運転資金に充当することで当社創製化合物の研究開発進展を図ることができ、将来医薬品として上市された際にその販売から得られる利益によって当社収益向上に寄与するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区）（以下、「プルータス」といいます。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権付社債に付された利率、本新株予約権付社債の転換価額、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価を実施しました。当社は、割当予定先と交渉した結果、各本新株予約権付社債の発行価額をプルータスの評価額を上回る 2,617,500 円としました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 25 年 11 月 13 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 1,163 円を参考とし、1 株当たり 1,047 円（ディスカウント率 9.97%）に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 1,253 円に対する乖離率は△16.44%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 1,201 円に対する乖離率は△12.82%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 1,458 円に対する乖離率は△28.19%となっております。

② 新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及びマイルストーン社との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関であるプルータスに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価を実施しました。当社は、割当予定先と交渉した結果、本新株予約権 1 個の発行価額をプルータスの評価額と同額の 6,200 円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 25 年 11 月 13 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 1,163 円を参考とし、1 株当たり 1,047 円（ディスカウント率 9.97%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 1,253 円に対する乖離率は△16.44%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 1,201 円に対する乖離率は△12.82%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 1,458 円に対する乖離率は△28.19%となっております。

以上により、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が、特に有利な金額（会社法第 238 条第 3 項）には該当しないと判断しており、当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価結果を参考にしております。また、当社監査役全員も、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、当該第三者算定機関によって算出された評価額以上の発行価額に決定されていること、ならびに当該第三者算定機関の計算方法及び前提が妥当であることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しており、当社は、取締役会の判断を相当とする旨の意見書を当社監査役全員より入手しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数 36,694 個に対して最大 24.5%（平成 25 年 11 月 14 日現在の発行済株式数 3,671,500 株に対して最大 24.5%）の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記 2 及び 4 のとおり、当社創製化合物の研究開発進展を図ることができ、将来医薬品として上市された際にはその販売から得られる利益によって今後の当社収益が向上することから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 900,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 101,119 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により本新株予約権を取得することや本新株予約権付社債を繰上償還することも可能であることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4) 事 業 内 容	投資事業		
(5) 資 本 金	10 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 1)		
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株		
(8) 決 算 期	1 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	3 名		
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦(持株比率 100%)		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 23 年 1 月期 (注 2)	平成 24 年 1 月期 (注 2)	平成 25 年 1 月期
純 資 産	2	13	96
総 資 産	817	245	924
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	10,568	65,616	480,064
売 上 高	2,532	724	2,766
営 業 利 益	386	14	49
経 常 利 益	386	14	58
当 期 純 利 益	53	11	76
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	268,959	55,048	380,331
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザーズ株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。

2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

研究開発段階の創薬ベンチャー企業でありながら、これまで3年余りにわたり製薬企業等の提携パートナーを有していない当社にとって、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達は重要な課題であります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、提携パートナーからの収入以外に、どのような方法が存在し、その中でどれが当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行う場合の割当予定先の選定にあたっては、第一に資金調達が適時に行われることと、必要な資金が確保できる可能性が認められること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、複数の割当予定先となり得る投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。これらの候補企業の中で、上記の2点の優先事項に沿った形で、当社が昨年8月に割当てた第8回新株予約権のすべてを行使し売却した実績を有するマイルストーン社を割当予定先に選定することいたしました。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。（同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。）開示資料を元に集計すると、同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までの約4年9ヶ月で、当社を除く上場企業のべ26社に対して、第三者割当方式による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で約10,500百万円の払込みを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権はほぼすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。実際に、当社が昨年8月に割当てた第8回新株予約権についても、適時に行使され、本年2月までに全新株予約権の行使を終えております。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権には、新株予約権の行使により、行使に係る新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年11月14日）時点における当社発行済株式総数（3,671,500株）の10%（367,150株）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されており、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であると想定できることから、同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 1 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高 2,766 百万円、営業利益 49 百万円、経常利益が 58 百万円、当期純利益が 76 百万円であることを確認し、また、貸借対照表においては、平成 25 年 1 月 31 日現在の現金及び預金が 149 百万円であるところ、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成 25 年 10 月 17 日現在の預金残高が 910 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたこと、並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

本新株予約権付社債に係る払込みに必要な資金は 104 百万円ではありますが、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に本新株予約権の行使を行い、当社の大株主及び当社役員との間で締結した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社について、当社が払込資金として十分と判断するに至った金額の最低目安は、行使制限条項として付した、「本新株予約権の発行決議日（平成 25 年 11 月 14 日）時点における当社発行済株式総数（3,671,500 株）の 10%（367,150 株）を超えることとなる場合、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件に依拠しており、当該金額は、約 384 百万円（367,150 株×行使価額 1,047 円）であります。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の大株主及び当社役員との間で、平成 25 年 11 月 13 日から平成 27 年 12 月 1 日までの期間において当社普通株式 61,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権付社債及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 6 月 30 日現在）		
氏名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	411,400 株	11.21%
大村明	136,600 株	3.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	108,600 株	2.96%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	92,000 株	2.51%
武田薬品工業株式会社	64,500 株	1.76%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント イー アイエルエム（常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行）	56,700 株	1.54%
河邊なおみ	50,000 株	1.36%
菅沼正司	50,000 株	1.36%
ライフサイエンス 2 号投資事業有限責任組合	50,000 株	1.36%
マネックス証券株式会社	43,868 株	1.19%

（注）1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入し算出しております。

- 募集前の大株主及び持株比率は、平成 25 年 6 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。
- 本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
- 今回の本新株予約権及び本新株予約権付社債の募集分については長期保有を約していないため、今回の本新株予約権及び本新株予約権付社債の募集に係る潜在株式数を反映した持株数及び持株比率を算定しておりません。したがって、大株主及び持株比率の状況は募集前後を通じて同一となりますので、「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 26 年 6 月期当社業績に与える影響として、平成 25 年 8 月 14 日決算短信において開示済みの当期業績見込みの前提に含まれていない CBP501 及び CBS9106 の開発費が計上されることから、これによる費用の増加が見込まれます。ただし、資金調達の進捗状況を見据えつつ順次開発を進めるため現時点で具体的な数値を算出することは困難であることから、開示すべき影響の発生が判明次第、適時に公表することといたします。

（企業行動規範上の手続き）

- 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権及び本転換社債型新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：百万円)

	平成23年6月期	平成24年6月期	平成25年6月期
売上高	—	—	—
営業利益	△1,420	△1,103	△651
経常利益	△1,510	△1,118	△641
当期純利益	△1,501	△1,119	△643
1株当たり当期純利益(円)	△515.94	△384.71	△198.81
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	686.20	301.49	167.77

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年11月14日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,671,500株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	310,600株	8.46%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,671,500株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,210,600株	32.97%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	下限行使価額はありません。	下限行使価額はありません。
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年6月期	平成25年6月期	平成26年6月期
始値	638	543	1,040
高値	745	3,820	1,740
安値	410	365	902
終値	538	1,012	1,163

(注) 平成26年6月期については、平成25年11月13日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	2,180円	1,040円	1,291円	930円	1,484円	1,192円
高 値	2,500円	1,740円	1,355円	1,500円	1,510円	1,254円
安 値	820円	1,040円	929円	902円	1,113円	1,100円
終 値	1,012円	1,301円	952円	1,400円	1,231円	1,163円

(注) 平成25年11月の株価については、平成25年11月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年11月13日
始 値	1,150円
高 値	1,169円
安 値	1,140円
終 値	1,163円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

方 法	第三者割当による第8回新株予約権の発行
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
割 当 日	平成24年8月27日
調達した資金の額	301,247,200円（差引手取金概算額299,691,300円） （内訳） 新株予約権発行分：1,495,200円 新株予約権行使分：299,752,000円
募集時の発行済株式数	2,910,500株
募集時の潜在株式数	712,000株
行使状況	全新株予約権が行使済です。
当初の資金使途及び支出予定時期	平成25年10月～平成26年6月の間に、①医薬品候補化合物CBP501、CBS9106の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等の研究費、②運転資金に充当予定。
現時点における資金の充 当 状 況	平成25年9月～平成25年10月までに、①医薬品候補化合物CBP501、CBS9106の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等の研究費及び②運転資金に合計50百万円を充当しております。未充当の249百万円は、銀行預金として管理しております。

以 上

10. 発行要項

株式会社キャンバス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

本要項は、株式会社キャンバスが平成25年11月14日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年12月2日に発行する株式会社キャンバス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称

株式会社キャンバス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

2. 社債の総額

金104,700,000円

3. 各社債の金額

金2,617,500円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率3.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成25年12月2日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成25年12月2日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に全額を割り当てる

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 27 年 12 月 1 日（償還期限）にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

当社は、平成 25 年 12 月 2 日以降、償還すべき日の 2 週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 26 年 3 月 31 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(2) 利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力発生日から後は、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。

(4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年 14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

13. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分

(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下、「転換価額」という。)は、1,047円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価(本号(ハ)④(ii)に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記(ii)の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ④ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の新株予約権者は、平成25年12月2日から平成27年12月1日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- 本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の

資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第 14 項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予

約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

- (ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

株式会社キャンバス 管理部

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株式会社キャンバス 管理部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

株式会社キャンパス第9回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社キャンパス第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,960,000 円
3. 申込期日 平成 25 年 12 月 2 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 12 月 2 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社へ割り当てて。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 800,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 800 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 6,200 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,047 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる

30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成25年12月2日から平成27年12月1日（但し、平成27年12月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年11月14日）時点における当社発行済株式総数（3,671,500株）の10%（367,150株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社キャンパス 管理部
静岡県沼津市大手町 2 丁目 2 番 1 号

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 三島支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 6,200 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 25 年 11 月 13 日）の東証マザーズにおける当社普通株式の終値 1,163 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上